

# 岡山県公報

発行  
岡山県



目次

担当課(室)

## 【告示】

岡山県ボランティア・NPO活動支援センターの指定管理者の指定

岡山県天神山文化プラザの指定管理者の指定

岡山港（福島・高島地区）港湾施設の指定管理者の指定

【教育委員会】

岡山県渋川青年の家の指定管理者の指定

岡山県青少年教育センター 閑谷学校の指定管理者の指定

県民生活交通課

文化振興課

港湾課

教育委員会

”

目次

担当課(室)

# 平成27年12月25日 岡山県公報 号外

岡山県告示第六百三十七号

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例(平成十七年岡山県条例第十五号)

第十三条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

## 一 管理を行わせる施設

岡山市北区南方二丁目一三番一号

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター

## 二 指定管理者となる団体

岡山市北区南方二丁目一三番一号

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター管理運営共同体

代表者 山岡 治喜

## 三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

# 平成27年12月25日 岡山県公報 号外

岡山県告示第六百三十八号

岡山県天神山文化プラザ条例（平成十七年岡山県条例第十六号）第十二条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 管理を行わせる施設

岡山市北区天神町八番五四号

岡山県天神山文化プラザ

二 指定管理者となる団体

岡山市北区天神町八番五四号

公益社団法人岡山県文化連盟

会長 若林 昭吾

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

# 平成27年12月25日 岡山県公報 号外

岡山県告示第六百三十九号

岡山県港湾施設管理及び利用条例（昭和二十七年岡山県条例第二十一号）第十九条第

一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 管理を行わせる施設

平成十九年岡山県告示第三百六十八号（指定管理施設の指定）で定める施設

二 指定管理者となる団体

岡山市南区築港元町八番五〇号

岡山港埠頭開発株式会社

代表取締役 松田 洋一

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

# 平成27年12月25日 岡山県公報 号外

岡山県教育委員会告示第十号

岡山県渋川青年の家条例（昭和三十八年岡山県条例第六号）第十二条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県教育委員会

一 管理を行わせる施設

玉野市渋川二丁目七番一号

岡山県渋川青年の家

二 指定管理者となる団体

兵庫県神戸市中央区海岸通六番地

渋川みらい創造プロジェクト

代表者 徳田 英治

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

# 平成27年12月25日 岡山県公報 号外

岡山県教育委員会告示第十一号

岡山県青少年教育センター閑谷学校条例（昭和四十年岡山県条例第二十六号）第十四条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県教育委員会

一 管理を行わせる施設

備前市閑谷七八四番地

岡山県青少年教育センター閑谷学校

二 指定管理者となる団体

備前市閑谷七八四番地

公益財団法人特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会

理事長 森崎岩之助

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで